資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト

信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となるソルベンシー・マージン比率は主として正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。

したがって、検査官は、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

○ 自己査定に関する検査について

I. 自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、保険会社の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、将来保険契約者に支払うために積立てられた保険契約準備金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、保険会社自らが行う資産査定を自己査定という。

自己査定は、保険会社が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、保険会社 が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、自己査定に関する検査において、保険会社の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、 自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証の上、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるか、また、自己査定結果が被検査保険会社の資 産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証する必要がある。

Ⅱ、自己査定体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、自己査定体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっており、明確かつ妥当なものとなっているか。

自己査定基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。また、組織内に周知されているか。

自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定体制が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。

自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門(各資産所管部門、本部貸付承認部門(与信管理部門又は審査部門)及び資産査定部門)のみならず、コンプライアンス統括部門及び内部監査部門の意見を踏まえた上で行われているか。

また、自己査定の実施部門における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。

2. 自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、①各資産所管部門において第一次の査定を実施し、本部貸付承認部門において第二次の査定を実施した上で、各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した部

門がその適切性の検証を行う方法又は②各資産所管部門の協力の下に各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、各資産所管 部門及び本部貸付承認部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための態勢となっているか。

また、実施部門及び検証部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、資産査定部門は、各資産所管部門及び本部貸付承認部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。

内部監査部門は、自己査定体制の整備状況や自己査定プロセスの適切性、自己査定結果の正確性、内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況等について、適切に 監査を実施しているか。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会に報告されているか。 また、自己査定体制の整備の状況についても、取締役会に適時適切に報告されているか。

4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

Ⅲ. 自己査定基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表1に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、保険会社の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の自己査定基準の中の個別のルール(例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど)が合理的であるかを検証するものとする。

1. 用語の定義

- (1) 「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。
- (2) 「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻 先に区分することをいう。
- (3) 自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産(Ⅰ分類資産)を「非分類資産」という。
- (4) 「債権区分」とは、保険業法第 111 条第 1 項(同法第 199 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、同法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号二に定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

2. 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。

(1) I 分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

(2) Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと 認められる債権等の資産」である。

なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものとがある。

- (3) Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。 ただし、Ⅲ分類については、保険会社にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の見積状況に精通している保険会社自らのルールと判断により損失額を見 積ることが適当とされるものである。
- (4) Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。

なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準 日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

Ⅳ. 自己査定結果の正確性の検証

検査官は、別表1に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。 なお、債権区分の結果は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因(自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど)及び被検査保険会社の今後 の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

V. 自己査定における基準日

基準日は決算期末日である必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の3カ月以内となっているかを検証する。 なお、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

自己査定(別表1)

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権(貸付有価証券、 未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返)を いい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。 なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用 リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として 自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる 資産等の範囲が明確でなければならない。	オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるか検証する。	(注)「貸付有価証券」とは、保険 業法施行規則第59条の2第1項 第5号二に掲げる「貸借対照表 に注記される有価証券の貸付 け」をいう。
(1) 基本的な考え方	債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 ただし、国、地方公共団体に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。	債権の査定に当たっては、原則として信用格付を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも信用格付を行わなくとも差し支えない。その場合、信用格付を行わないことに合理的な理由があるか検証する。 債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか(信用格付が行われている場合)、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。	
(2) 信用格付	債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、信用格付業者の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。また、被検査保険会社内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後の見通し、信用格付業者によ	(注)「信用格付業者」とは、金融 商品取引法第2条第36項に定め る信用格付業者のことをいう。 以下同じ。

2	
∞	
Δ	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		る当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評	
		価などに基づき、必要な見直しが定期的にかつ必要に応じて行	
		われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証され	
		ているかを検証する。	
(3) 債務者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のよ	債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者	
	うに区分する。	の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証す	
		る。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回	(注)「プロジェクト・ファイナン
		収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類	ス」とは、例えば、ノン・リコ
		を行うことに留意する。	ース・ローンのように、特定の
		債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益	プロジェクト(事業)に対する
		力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件	ファイナンスであって、そのフ
		及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の	ァイナンスの利払い及び返済の
		継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還	原資を原則として当該プロジェ
		能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等(保険会社を含む。	クトから生み出されるキャッシ
		以下同じ。)の支援状況等を総合的に勘案し判断するものであ	ュ・フロー(収益)に限定し、
		వ 。	そのファイナンスの担保を当該
		特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況の	プロジェクトの資産に依存して
		みならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役	行う金融手法である。以下同じ。
		員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、	(注)「債務者の実態的な財務内
		保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態	容」の把握にあたり、十分な資
		を踏まえて判断するものとする。	本的性質が認められる借入金
		また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単	は、新規融資の場合、既存の借
		に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を	入金を転換した場合のいずれて
		決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の	あっても、負債ではなく資本と
		支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見	みなすことができることに留意
		込み等について十分検討する必要がある。	する。
		さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が	(注) 「キャッシュ・フロー」 とは、
		民間金融機関等の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金	当期利益に減価償却費など非資
		融(以下「制度資金」という。)を利用している場合には、債務	金項目を調整した金額をいう。
		者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上	以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		で、債務者区分の検討を行うものとする。	(注) 左記の適用に当たっては、
			「金融検査マニュアル別冊[中
			小企業融資編]」を参照。
① 正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。	
② 要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件	左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。	
	に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延	また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務	(注)「要管理先である債務者」と
	滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低	者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区	は、要注意先の債務者のうち、
	調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者な	分が適切かを検証する。	当該債務者の債権の全部又は一
	ど今後の管理に注意を要する債務者をいう。	さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先	部が要管理債権である債務者を
	また、要注意先となる債務者については、要管理先である債	と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が	いう。ただし、要管理債権が条
	務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。	良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを	件緩和貸付金のみであり、条件
		検証する。	緩和貸付金の全てが、(別表1)
		イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正	1. (3) (注) 又は「金融検査
		常先と判断して差し支えないものとする。	マニュアル別冊[中小企業融資
		創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、	編] 7. 資本的劣後ローンにお
		当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況	いて資本とみなすことのできる
		と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであ	とされている債権である債務者
		り、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。	は、「要管理先である債務者」に
		具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内と	該当しない。以下同じ。
		なっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比し	
		て概ね7割以上確保されている債務者をいう。	
		なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能	
		性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業	
		の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画	
		一的に適用してはならない。	
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、	
		事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、	
		債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直	
		ちに要注意先と判断してはならない。	
		ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を	
		正常先と判断して差し支えないものとする。	
		なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証	
		するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用して	
		はならない。	
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業	
		況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見	
		込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形	
		式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはな	
		らない。	
		(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであ	
		り、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。	
		(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力	(注) 左記の適用に当たっては、
		について特に問題がないと認められる債務者。	「金融検査マニュアル別冊[中
		なお、上記のイ、口に該当しない債務者については、左記に	小企業融資編]」を参照。
		照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要	
		注意先と判断してはならない。	
014157 A. ii			
③ 破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難	左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証す	
	の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、	5 .	
	経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関	ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策	
	等の支援継続中の債務者を含む)をいう。	定されている債務者については、以下の全ての要件を充たして	
	具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の	いる場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能	
	状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあ	性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し	
	るなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、	支えないものとする。	
	従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥	なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現	
	る可能性が大きいと認められる債務者をいう。	可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策定さ	
		れている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を	
		機械的・画一的に適用してはならない。	

2	
87	
~	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性	
		と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、	
		経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に	
		勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債	
		務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	
		特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画	(注)左記の適用に当たっては、
		等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務	「金融検査マニュアル別冊[中
		状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者	小企業融資編]」を参照。
		等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産	
		内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経	
		営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定さ	
		れていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	
		さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定	
		しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て	
		策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道	
		府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するものとする。	
		イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であ	
		り、かつ、計画の実現可能性が高いこと。	
		ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね 10	
		年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営	
		改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期	
		利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること)	
		であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合	
		を含む。	
		ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正	
		常先となる計画であること。	
		ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支	
		援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが	
		可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債	
		務者区分が要注意先であっても差し支えない。	

\sim
∞
∞

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		ハ.全ての取引金融機関等(被検査保険会社を含む)において、	
		経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内	
		部手続を経て合意されていることが文書その他により確認で	
		きること。	
		ただし、被検査保険会社が単独で支援を行うことにより再	
		建が可能な場合又は一部の取引金融機関等(被検査保険会社	
		を含む)が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該	
		支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うこと	
		について、正式な内部手続を経て合意されていることが文書	
		その他により確認できれば足りるものとする。	
		ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に	
		止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供	
		を伴うものではないこと。	
		ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈	
		与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わ	
		ないことが見込まれる場合及び経営改善計画等に基づき今	
		後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画	
		的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引	
		当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合	
		を含む。	
		なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基	
		づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には	
		含まれないことに留意する。	
④ 実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生して	左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証す	
	いないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがな	a .	
	い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている	法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないが、自主	
	債務者をいう。	廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行って	
	具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容に	いないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先としてい	
	おいて多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に	るかを検証する。	
	比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超	イ.「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定され	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、	ている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況が計画を	
	天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(ある	大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、	
	いは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しがない	経営改善計画等の見直しが行われていない場合又は一部の取	
	状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債	引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うこと	
	務者などをいう。	について合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可	
		能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の	
		状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ものとして、	
		実質破綻先と判断して差し支えないものとする。	
		ロ.「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的に	
		6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないも	
		のをいう。	
⑤ 破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している	左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。た	
	債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民	だし、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認	
	事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に	可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断して差	
	陥っている債務者をい う 。	し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決定が行わ	
		れている債務者については、以下の要件を充たしている場合に	
		は、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと	
		判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものと	
		する。	
		更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則と	
		して概ね5年以内に正常先(当該債務者が金融機関等の再建支	
		援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可	
		能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し	
		支えない)となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画ど	
		おりに推移すると認められること。	
		ただし、当該債務者の債務者区分が5年を超え概ね 10 年以内	
		に正常先(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助	
		努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場	
		合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない)となる	
		計画となっている場合で、更生計画等の認可決定後一定期間が	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も	
		概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。	
		なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債	
		務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしな	
		いこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものと	
		する。	
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下の	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられている	
	とおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されてい	ものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合	
	るものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額に	理的なものであるかを検証する。	
	より保全されているものについては、Ⅱ分類とする。		
	また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとお		
	りとする。		
① 優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等(満	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。	
	期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証の	イ.「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、	(注)「国債等の信用度の高い有価
	ある金銭の信託をいう。以下同じ。)、決済確実な商業手形及び	株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。	証券」、「満期返戻金のある保険
	これに類する電子記録債権等をいう。		等」、「決済確実な商業手形」及
		(債券)	び「これに類する電子記録債権」
		(イ) 国債、地方債	等であっても、担保処分による
		(ロ) 政府保証債 (公社・公団・公庫債等)	回収に支障がある場合には、優
		(n) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊 法人、政府出資のある会社の発行する債券)	良担保とはみなされない。
		(二) 金融債	
		(ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプ	
		ルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行する全	
		ての債券	
		(^) 金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会社	
		の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定さ	
		れている事業債	

1
9
\equiv
_

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
		(株式)	
		(イ) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品取	
		引所上場会社の発行している非上場株式	
		(ロ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行	
		する株式	
		(ハ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプ	
		ルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	
		(外国証券)	
		(イ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場会	
		社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行す	
		る全ての債券	
		(ロ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定	
		されている債券	
		(ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と	(注)「日本国が加盟している条約
		国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地	に基づく国際機関」とは、国際
		方公共団体の発行する債券	復興開発銀行(IBRD)、国際
		(二) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた	金融公社(IFC)、米州開発銀
		金融機関の発行する株式及び債券	行(IDB)、欧州復興開発銀行
		(ホ)信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相	(EBRD)、アフリカ開発銀行
		当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券	(AfDB)、アジア開発銀行
		及び同債券を発行する会社の発行する株式	(ADB) である。
		なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担	
		保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるな	
		ど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければなら	
		ない。	
		口、「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受	
		取金額が処分可能見込額となることに留意する。	
		ハ、「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資	
		金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形	
		をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、	

2	
9	
Ñ	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれ	
		る。	
		ニ. 「これに類する電子記録債権」とは、電子記録債権の債務者	
		の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、支払期日に	
		おける支払いが確実な電子記録債権をいう。ただし、商品の	
		売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のた	
		めに発生記録がなされた電子記録債権は除かれる。	
② 一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをい	左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。な	(注) なお、保安林、道路、沼な
	う。	お、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについ	どは抵当権設定があっても、原
	例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。	ては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登	則として一般担保と見ることが
	動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客	記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要	できないことに留意する。
	観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。	な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態とな	
	債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保さ	っているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えない	
	れているものがこれに該当する。	ものとする。	
		この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登	
		記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状	
		況について適切な管理が必要である。	
		また、動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備され	
		ていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングさ	
		れていること、客観性・合理性のある評価方法による評価が可	
		能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産に	
		つき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当	
		該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含	
		め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性	
		が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれる	
		かを検証する。	
		また、債権を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備され	
		ていることのほか、当該第三債務者(目的債権の債務者)につ	
		いて信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できる	
		こと、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされてい	
		ること、貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		が確保され、回収(第三者への譲渡による換価を含む)が確実	
		であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。	
③ 担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額(時価)をいう。	担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているか	
		を検証する。	
		なお、担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比	
		較分析、償却・引当などとの整合性のほか、処分価格の検証に	
		おいて、担保不動産の種類別・債務者区分別・処分態様別・実	
		際の売買価額の傾向など、多面的な視点から検証を行う必要が	
		ある。	
		また、担保評価においては、現況に基づく評価が原則であり、	
		現地を実地に確認するとともに権利関係の態様、法令上の制限	
		(建築基準法、農地法など) を調査の上で適切に行う必要があ	
		り、また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意する。	
		イ. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債	
		務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し(再評価又	
		は時点修正。以下同じ。)は、個別貸倒引当金は毎期必要額の	
		算定を行わなければならないこととされていることから、公	
		示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準	
		日において判明している直近のデータを利用して、少なくと	
		も年1回は行わなければならず、半期に1回は見直しを行う	
		ことが望ましい。	
		また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の	
		担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが	
		望ましい。	
		担保評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産	
		鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。	
		なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たって	
		は、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを	
		検証する。この場合において、評価方法により大幅な乖離が	
		生じる場合には、当該物件の特性や債権保全の観点からその	
		妥当性を慎重に検討する必要がある。特に、特殊な不動産(ゴ	
		ルフ場など)については、市場性を十分に考慮した評価とな	
		っているかどうかを検証する。	
		口、担保の評価の方法を変更した場合には(例えば、評価の基	
		準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など)、評価の	
		方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認す	
		ప 。	
		ハ. 動産・債権担保の担保評価については、実際に行っている	
		管理手法等に照らして客観的・合理的なものとなっているか	
		を検証する。	
④ 処分可能見込額	上記③で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方	
	処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権	法で算出されているかを検証する。	
	保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の	イ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価	
	精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しく	額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証す	
	なる。	る。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行わ	
		れた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保	
		評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、こ	(注)「資料」は、担保物件の種類
		れを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り	別に区分されていることが望ま
		扱うものとする。	しい。
		ロ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定	(注)「鑑定評価額」とは、不動産
		評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保	鑑定評価基準(国土交通事務次
		評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分	官通知)に基づき評価を行った
		可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性	ものをいい、簡易な方法で評価
		格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実	を行ったものは含まない。
		例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額	(注)「買受可能価額」とは、民事
		に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価について	執行法第60条第3項に規定する
		は、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。	買受可能価額をいう。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己查知	定結果の正確性の検証	備考
		なお、不動産鑑定	t (不動産鑑定士補を含む。) による鑑	
		定評価額及び競売に	おける買受可能価額以外の価格につい	
		ても、担保評価額の精	情度が高いことについて合理的な根拠が	
		ある場合は、担保評価	晒額を処分可能見込額とすることができ	
		ることに留意する。		
		ハ. 処分可能見込額の算	『出に当たって、掛け目を使用している	
		場合は、その掛け目が	「合理的であるかを検証する。	
		(イ)不動産、動産及び	「売掛金の処分可能見込額の算出に使用	
		する掛け目についっ	て、処分実績等が少ないとの事由によ	
		り、掛け目の合理性	生が確保されない場合は、次に掲げる値	
		以下の掛け目を使用	目しているかを検証する。	
		なお、安易に次に	掲げる値以下の掛け目に依存していな	
		いかに留意する。		
		(不動産担保)		
		土地	評価額の 70%	
		建物	評価額の 70%	
		(動産担保)		
		在庫品	評価額の 70%	
		機械設備	評価額の 70%	
		(売掛金担保)		
		売掛金	評価額の 80%	
		(ロ) 有価証券の処分	可能見込額が担保評価額に次に掲げる	
		掛け目を乗じて得ら	られた金額以下である場合は、妥当なも	
		のと判断して差しま	支えない 。	
		(有価証券担保)		
		国債	評価額の 95%	
		政府保証債	評価額の 90%	
		上場株式	評価額の 70%	
		その他の債券	評価額の 85%	(注)「その他の債券」とは、地方
				債(公募債及び縁故債)、公社債
				のうち政府保証のない債券、金

1	c
¢	2
	ς.

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
			融債、金融商品取引所に上場し
			ている会社の発行する事業債、
			投資信託受益証券をいう。
/E / /ロニエグケィー 1。フニ囚市ケ		인호생산 나는 나가 가르다고 나를 가르는 사람이다.	
(5) 保証等による調整	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下	一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取	
	のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについ	締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手	
	ては、非分類とし、一般保証により保全されているものについ	続不備等がある場合は、保証とはみなされない。	
	│ ては、Ⅱ分類とする。 │	なお、ソルベンシー・マージン基準上の信用リスクを意図的 	
		に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良	
		債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証	
		等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていな	
		い場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみな	
		されない。	
① 優良保証等	イ、公的信用保証機関の保証、金融機関等の保証、複数の金融	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。	
	機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と	イ.「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業 	
	金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団	務を行うことができる機関であり、信用保証協会等である。	
	体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をい	なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行	
	う。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、	の範囲が 100%ではないものがあることに留意する。	
	手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自社	以下の場合は、「保証機関等の状況、手続不備等の事情か	
	が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされな	ら代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない	
	l',	場合」として、優良保証とはみなさないものとする。	
		(イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行	
		っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁	
		済が受けられない場合(ただし、上記イの公的信用保証機	
		関を除く。)	
		(ロ) 保証を受けている保険会社が代位弁済手続を失念ある	
		いは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関	
		等から代位弁済を拒否されている場合	
		(ハ) その他保証を受けている保険会社が保証履行請求を行	

1		•
¢	(
-		1

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
		う意思がない場合	
	ロ. 一般事業会社の保証については、原則として金融商品取引	ロ. 一般事業会社の優良保証については、金融商品取引所上場	
	所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が	の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性の	
	十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保	ものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて	
	証とする。	翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証	
		者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されてい	
		る場合は、優良保証と判断して差し支えない。	
	ハ. 住宅金融支援機構の「住宅融資保険」などの公的保険のほ	ハ. 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度によ	
	か、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等を	る「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。	
	いう。		
② 一般保証	優良保証等以外の保証をいう。	左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。	
	例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社(上記①のロ	保証会社の保証能力の有無等の検証に当たっては、当該保証	
	を除く。)及び個人の保証をいう。	会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保	
		証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づいて行	
		う。また、保証が当該保険会社の子会社によるものである場合	
		において、例えば、当該子会社が親保険会社等から支援等を受	
		けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を控	
		除した場合等の状況についても踏まえることに留意する。	
③ 保証予約及び経営指導念書		一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証を	
		行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約	
		等が債務保証及び保証類似行為として注記されている場合又は	
		その内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかであ	
		る場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書そ	
		の他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するもの	
		については、正式保証と同等に取り扱って差し支えないものと	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		する。	
(6) 分類対象外債権	分類の対象としない債権は次のとおりとする。	左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証す	
		る。	
	① 特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認めら	① 「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概	(注)「特定の返済財源」とは、近
	れる債権及び正常な運転資金と認められる債権。	ね1か月以内に貸付金が回収されることが関係書類で確認で	く入金が確実な増資・社債発行
		きる場合をいう。	代り金、不動産売却代金、代理
	② 国債等の信用度の高い有価証券及び満期返戻金のある保険	② 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する	受領契約に基づく受入金、ある
	等の優良担保が付されている場合、その処分可能見込額に見	運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わな	いは、返済に充当されることが
	合う債権。	い。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定	確実な他金融機関からの借入金
		上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるも	等で、それぞれ増資、社債発行
		のではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があ	目論見書、売買契約書、代理受
		ることに留意する。	領委任状又は振込指定依頼書、
		また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返	その他の関係書類により入金の
		済財源による返済資金が確実に自社に入金され、回収が可能	確実性を確認できるものをい
		と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じ	う。
		て判断する。	
		一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の	
		算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金	
		又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に	
		対する貸付金は正常な運転資金とは認められないことから、	(注)「正常な運転資金」とは、正
		これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとす	常な営業を行っていく上で恒常
		る 。	的に必要と認められる運転資金
		正常な運転資金	である。
		=売上債権 [売掛金+受取手形 (割引手形を除く)]	
		+棚卸資産(通常の在庫商品であって不良在庫は除く)	
		ー仕入債務 [買掛金+支払手形 (設備支手は除く)]	
		複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		査保険会社の融資シェアを乗じて算出する。	
	③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認め	③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資	
	られる保険・共済付債権。	金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を	
		 超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度	
		とする。	
	④ 政府出資法人に対する債権。	④ 政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共	
		団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対	
		象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対す	
		る債権と同様の方法により分類されているかを検証する。	
		具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体か	
		らの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合は、当	
		該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単	
		に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行って	
		いることを理由として非分類としていないかを検証する。	
	⑤ 保険約款貸付。	⑤ 保険約款貸付であっても、当該約款における解約返戻金	
		を超過しているものについて非分類としていないかを検証	
		する。	
(7) 債権の分類基準	債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次の	債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調	
	とおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナ	整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類され	
	ンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて見做し	ているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債	
	債務者区分を付して分類を行う。この場合、例えばスコアリン	権について、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分	
	グによる格付け及びLTV(ローン・トゥー・バリュー)やD	を付して分類されているかを検証する。	
	SCR(デット・サービス・カバレッジ・レシオ)等の指標を	なお、簡易な基準により分類を行っている場合には基準及び	
	加味しながら総合的に回収の危険性を評価する等、合理的な手はで行るものしまる。	基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証す z	
	法で行うものとする。	న .	
	資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	するリスクを適切に勘案した上で、回収の危険性の度合いに応		
	じて分類を行うものとする。		
	なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事		
	業者向けの小口定型ローン等の貸付金については、延滞状況等		
	の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。		
① 正常先に対する債権	正常先に対する債権については、非分類とする。	正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。	
② 要注意先に対する債権	要注意先に対する債権については、以下のイから二に該当す	要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類	
	る債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保	されているかを検証する。	
	全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。	なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおり	
		とする。	
	イ.赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対す	イ.「自社の繰越欠損金等の見合い貸付金額」及び「自社の融資	
	る支援や旧債肩代わり資金等。	シェア」の算定式は以下のとおりである。	
	(注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権につ	自社の繰越欠損金等の見合い債権金額	
	いては、仮に他の名目で貸し付けられていても、実質的に	=繰越欠損金等の額×自社の融資シェア	
	これら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められ		
	る場合は原則として当該債権を分類することとする。また、	自社の融資シェア	
	その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損	自社の貸付金総額	
	等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取	=	
	扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融	当該債務者の借入金総額(割引手形を除く)	
	機関中の自社の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等		
	の補填に見合う債権金額を算出することができる。		
	口. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸付条	ロ.「貸付条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の	
	件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約が	業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のた	
	なされているもの等、貸付条件に問題のある債権。	めに金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸付	
		金及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理	
		由なく最終期日に一括返済としている債権である。	
		「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資して	
		いる場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているも	
		のが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期間内に	

C	ಬ
	\supset
۲	_

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
		返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益	
		力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済	
		期間となっているものである。	
		なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資	
		金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘	
		案して、貸付条件の大幅な軽減を行っているかどうか、又は	
		極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資	
		金を直ちに貸付条件の大幅な軽減を行っている債権又は極	
		端に長期の返済契約と判断してはならない。	
	ハ. 元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど		
	履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高		
	いと認められる債権。		
	二. 債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る		
	危険性があると認められる債権。		
③ 破綻懸念先に対する債権	破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見	破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分	
	込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債	類されているかを検証する。	
	権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証	なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとす	
	により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った	る 。	
	場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類	イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の	
	とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。	資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分	
	なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評	であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証によ	
	価額をⅡ分類とすることができる。	る回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていない	
		ものとして、当該部分を皿分類としているかを検証する。	
		口.「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被	
		検査保険会社が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の	
		状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把	
		握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、	
		清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見	
		込まれる部分である。	
		なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
		分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的で	
		あるかどうかを検証する。	
④ 実質破綻先及び破綻先に対	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げる	
する債権	処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外	とおり、分類されているかを検証する。	
	の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額	また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、	
	及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等	担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収	
	により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一	の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類	
	般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ	とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可	
	以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。	能見込額との差額」以外にはないことに留意する。	
	なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評	なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりと	
	価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見	する。	
	込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と	イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の	
	認められた段階でⅡ分類とする。	資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分	
		であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証によ	
		る回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていない	
		ものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。	
		ロ. 実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収	
		が可能と認められる部分」とは、被検査保険会社が当該債務	
		者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できる	
		など、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算	
		貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合	
		理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	
		破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可	
		能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等の通	
		知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以	
		内の返済見込部分、②被検査保険会社が当該会社の他の債権	
		者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者	
		の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表	

ಲ	
0	
w	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であ	
		り、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	
		なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ	
		分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的で	
		あるかどうかを検証する。	
		ハ. 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再	
		生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定によ	
		る破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特	
		別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則と	
		して以下のとおり分類されているかを検証する。	
		(イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。	
		(ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定	
		等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5	
		年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。	
		(ハ)切捨債権をⅣ分類としているか。	
		なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区	
		分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の	
		度合いに応じて分類されているかを検証する。	
		二. 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生	
		法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に	
		対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、	
		原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。	
(8) 外国政府等に対する債権	外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する債	外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経	
	権については、その特殊性を勘案して、上記(7)によらず、客観	済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに	
	的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、以下の	応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも	
	ような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回	左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されている	
	収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討す	かを検証する。	
	る。		
	① 元本又は利息の支払いが1カ月以上延滞していること。		
	② 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行		

C	J	٥
(Ξ)
۲	P	_

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置(以		
	下「債務返済の繰延べ等」という。)に関する契約が締結され		
	ていること。		
	③ 債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないま		
	ま1カ月以上経過していること。		
	④ 上記①から③に掲げる事実が近い将来に発生することが見		
	込まれること。		
9) 外国の民間企業及び海外の	外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権について	上記(8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民	
日系企業等に対する債権	は、上記(7)により行うものとする。	間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)	
	ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明ら	による分類の検討とともに、上記(8)による分類の検討を行って	
	かである場合には、上記(8)に準じて分類するものとする。	いるかを検証する。	
	なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケ	なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況	
	ットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。	等をどのように把握しているかを検証する。	
(10) 未収利息		未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対す	
		 る未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破	
		 綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検	
		証する。	
		ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案	
		 して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息に	
		ついて回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを	
		検証する。	
		要注意先については、契約上の利払日を6カ月以上経過して	
		も利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上	
		している場合、その合理性を検証する。	
		なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場	
		合には、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当	
		該未収利息に係る貸付金をリスク管理債権としての開示の対象	
		外としていないかを確認する。	

C	ು
	⊃
C	π

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(11) 保険業法における債権区分	保険業法施行規則第59条の2第1項第5号二に定める債権区	保険業法施行規則第 59 条の2第1項第5号二に定める基準	
との関係	分と本検査マニュアルに定める債務者区分との対応関係は、次	に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務	
	のとおりである。	 者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検	
		- 証する。	
		また、保険業法第317条第1号の2及び第321条第1項第2	
		号の規定により、同法第111条第1項の規定に基づき公衆の縦	
		覧に供しなかった場合又は虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し	
		た場合等には、罰則が適用されることとされている。	
		したがって、同法施行規則第59条の2第1項第5号二に基づ	
		く債権区分の結果が不正確と認められる場合には、その原因(自	
		己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に	
		起因するものか、その他の原因に起因するものかなど)及び被	
		検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行いその	
		的確な把握に努めるものとする。	
① 正常債権	正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題が	左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。	
	ないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこ		
	れらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国、		
	地方公共団体に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先		
	に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権であ		
	న 。		
② 要管理債権	要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3カ月以上	左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。	(注)左記の適用に当たっては、
	延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3	その際、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口(4)に定め	「金融検査マニュアル別冊〔中
	カ月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の	るリスク管理債権に係る貸付条件緩和債権の定義及び当局の保	小企業融資編〕」を参照。
	経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免, 利息の	険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-16-3の(2)の③の貸付	
	支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利と	条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。	
	なる取決めを行った貸付金)」をいう。	なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3カ	
	なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債	月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証す	
	権に分けて管理するものとする。	る 。	
		(注) 実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近	

C	2	٠	,
Ç)
0		٠	١

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		くに実行された貸付金の資金使途が元本又は利息の返済原	
		資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸付金の資金	
		トレースを行うなどの方法により確認する。	
③ 危険債権	危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていない	左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。	
	が、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本		
	の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、		
	破綻懸念先に対する債権である。		
④ 破産更生債権及びこれらに	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、	左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権と	
準ずる債権	更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻	されているかを検証する。	
	に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」で		
	あり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。		
(12) 連結対象子会社に対する債		連結対象子会社(いわゆる関連ノンバンクを含む。)に対する	
権		債権については、原則として以下の方法により分類されている	
122		かを検証する。	
		① 被検査保険会社の連結対象子会社に対する債権の場合	
		連結対象子会社の資産について、原則として被検査保険会	
		社の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連	
		結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区	
		分を行い、分類を行う。	
		ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等によ	
		り、被検査保険会社の自己査定の方法と同様の方法により資	
		産査定を行うことが困難な場合は、被検査保険会社の自己査	
		定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、	
		債務者区分を行い、分類することができる。	
		② 他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合	
		一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行	
		う。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法			
(1) 基本的な考え方	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適正に行われているか検証する。	「金融商品に関する会計基準」 等には、「金融商品会計に関する実 務指針」及び「金融商品会計に関 するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商 品会計に関する実務指針」第92 項(時価を把握することが極め て困難と認められる株式の減損
(2) 時価評価の対象となって いる有価証券(売買目的有 価証券及び時価が把握でき るその他有価証券)	帳簿価額を非分類とする。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	処理)による実質価額をいう。 以下同じ。
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券)			
① 債券	債券については、原則として、以下のイ〜ハの区分に応じて 分類を行う。 イ. 非分類債券	イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを 検証する。 債券について、適正な時価が把握されているか検証すると	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とす	ともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検	
	る 。	証する。	
	(1)国債、地方債	ロ. 責任準備金対応債券については、リスク管理等が適切に行	
	(ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等)	われているか検証する。	
	(ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊		
	法人、政府出資のある会社の発行する債券)		
	(二) 金融債		
	(ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプ		
	ルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべ		
	ての債券		
	ロ. 満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券(上記イに該		
	当する債券を除く。)		
	(イ) 時価が把握できるもの	適正な時価が把握されているか検証する。	
	① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非		
	分類とする。		
	② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を		
	非分類とし帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分		
	類とする。		
	(ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証す	
	原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険	. .	
	性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。		
	ハ. その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。)		
	原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証す	
	の度合いに応じて帳簿価額を分類する。	る。	
② 株式	株式については、原則として、以下のイ~ハの区分に応じて	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検	
	分類を行う。	証する。	
		適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するととも	
	イ. 非分類株式	に、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。	
	次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とす	なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の	
	る 。	資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているか	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	(イ) 政府出資のある会社 (ただし、清算会社を除く) の発行	を検証する。	
	する株式	デット・エクイティ・スワップ (以下「DES」という。) に	(注) いわゆる実質DES及びD
	(ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプ	より取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイテ	ESの取り扱いについては、「監
	ルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	ィ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実	査上の留意事項について」(平成
		務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に	17年3月11日日本公認会計士協
	口、子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)	基づいて適正に算定されているかを検証する。特に、真正なD	会)を参照。
	① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳	ESであるかどうかの検証項目等に留意する。	
	簿価額を非分類とする。	また、DESにより取得した株式を含む種類株式の期末評価	
	② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時	については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱	
	価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は	い」(平成15年3月13日企業会計基準委員会)に基づいて適正	
	実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とす	に評価されているかを検証する。特に評価モデルの仮定の適切	
	る 。	性に留意する。	
	ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間		
	等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を		
	非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に		(注) 帳簿価額と時価又は実質価
	相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。		額相当額の差額に相当する額を
			Ⅲ分類とする場合には、「子会社
	ハ. その他有価証券の株式(上記イに該当する株式を除く。)		株式等に対する投資損失引当金
	① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を		に係る監査上の取扱い」(平成 13
	非分類とする。		年4月17日日本公認会計士協
	② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相		会)を参照。
	当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相		
	当する額をⅡ分類とする。		
	ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下		
	状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額		
	と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすること		
	ができるものとする。		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
③ 外国証券	外国証券については、原則として、以下のイ、口の区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と 国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地 方公共団体の発行する債券	自己食定結果の正確性の検証 外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 外国証券について、適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。	(注)「日本国が加盟している条約 に基づく国際機関」とは、国際 復興開発銀行(IBRD)、国際
	(叩) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (ハ) 信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. 上記イ以外の外国証券原則として、上記①債券ロ、ハ及び②株式ロ、ハの分類方法に準じて分類を行うものとする。		金融公社(IFC)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)である。
④ その他の有価証券	その他の有価証券は、上記(1)、(2)、(3)及び下記(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。	ファンドについては、その種類・内容・リスク特性等の特徴 を踏まえて、必要に応じて購入先などから詳細な各種情報を入 手し、保険会社が自ら適切にファンドの資産性や評価について、 検討しているかを検証する。	
(4) 減損処理 ① 時価が把握できるもの	売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額をIV分類とする。	イ. 時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を 検討しているかを検証する。 ロ. 回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認め られるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証 する。 ハ. 上記イ、口を踏まえて、減損処理が必要な場合、時価と	(注)減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第91項、第92項、第283-2項、第284項及び第285項を参照。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		その取得原価又は償却原価との差額をIV分類としているか 検証する。	
② 時価を把握することが極めて困難と認められる株式	時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額を IV分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額をIV分類としているか検証する。 IV分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているか検証をする。	
3. デリバティブ取引の分類方法	デリバティブ取引の査定に当たっては、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 時価評価が行われているもの ・帳簿価額を非分類とする。 ロ. 時価評価が行われていないもの 原則として、債権と同様の方法により、価値の毀損の危険 性の度合いに応じ分類する。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	
4. その他の資産(債権、有価 証券及びデリバティブ取引以 外)の分類方法	その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとす	その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適切に行われているかを検証する。また、その他の資産が左記に掲げる通り分類されているかを検証する。なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。	務指針」及び「金融商品会計に関

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	న .		
(1) 仮払金	貸付金に準ずる仮払金(支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸付金と関連のある仮払金)以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。	貸付金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。	
(2) 動産・不動産		動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されてい るかを検証する。	
① 営業用動産・不動産	① 営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものについてはⅡ分類とする。また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをIV分類額とする。	営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていない ものを分類しているかを検証する。	(注) 動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を参照。
② 投資用不動産	② 投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについてはⅡ分類とする。また、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類額とする。	投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについて分類しているかを検証する。	(注)「一定期間」とは、概ね2年程度をいう。 「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。 ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でないことから利用実態がないものとする。 「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
			高い場合であっても、例えば社 内予算書等において、計画に係 る予算が計上されている等書面 により確認できない場合は利用 計画がないものとする。
(3) ゴルフ会員権	イ. ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて分類する。 ロ. また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。 ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは帳簿価額をⅡ分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは帳簿価額をⅡ分類、施設の利用が不可能なものは帳簿価額をⅡ分類に分類するものとする。 なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。 また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げると おり、分類されているかを検証する。	(注) ゴルフ会員権の減損処理等の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第135項及び第311項を参照。
(4) 未収保険料	未収保険料とは、保険会社の役員又は使用人が直接取り扱った保険契約に係る保険料の未収入金であり、保険契約者に対する債権である。 未収保険料については、以下の事項に留意して分類するものとする。 イ. 原則として、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。なお、保険契約者の実態が不明な場合	未収保険料について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。簡易な基準により分類されている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。 (その他の留意事項) イ.未収保険料が以下のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	

C	J
Н	_
4	\sim

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	等については、延滞状況等の簡易な基準により分類すること	(イ) 職員等の費消・流用	
	ができるものとする。	(ロ) 保険料の計算誤りによる保険契約者からの徴収不足	
	ロ. 職員等が収入保険料を費消・流用している場合は、延滞期	(ハ) システムトラブル (引落しミス等)	
	間に左右されることなく職員等の信用状態等に基づき分類す	(二) 不適切な募集等(立替、架空契約)	
	る。	(ホ) 保険契約者からの集金遅延	
	ハ. 既経過解約未収については、延滞基準等の簡易な基準によ	ロ. 多額にⅢ、Ⅳ分類が発生している場合は、契約管理として	
	る分類ではなく、実態判断により分類する。	問題がないかを検証する。	
(5) 代理店貸	代理店貸とは、代理店が取り扱った新契約や継続契約に係る	代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されているか	
	保険料の未収入金であり、代理店に対する債権である。	を検証する。	
	代理店貸については、未収保険料の分類基準に準じて分類す	(その他の留意事項)	
	るものとする。	未収保険料の留意事項に準じて検証する。さらに、代理店貸	
	また、代理店の倒産等が発生している場合は、財務状況等に	が、一旦支払った手数料等の返還請求のような保険会社の管理	
	基づき分類する。	態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	
(6) 外国代理店貸	外国代理店貸とは、外国の代理店が取り扱った契約等に係る	外国代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されてい	
	保険料の未収入金であり、外国代理店に対する債権である。	るかを検証する。	
	外国代理店貸については、代理店貸の分類基準に準じて分類	(その他の留意事項)	
	するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するも	代理店貸の留意事項に準じて検証し、さらに以下の事項にも	
	のとする。	留意して検証する。	
	イ. 外国の代理店に委託している業務に係る資産の状況並びに	イ. 外国代理店貸が以下のような保険会社の管理態勢等の問題	
	個々の取引先等の財務状況等に基づき分類する。	により発生したものでないかを検証する。	
	ロ. 相手先が実質的にブローカー等となっている場合は、ブロ	(イ) 為替管理	
	一カ一等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。	(ロ) 代理店契約内容に関する訴訟	
		ロ. 海外発生案件という理由で内容の確認が不十分となってい	
		るものがないかを検証する。	
		ハ. 延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとな	
		っていないかを検証する。	
(7) 再保険貸	再保険貸とは、再保険契約に基づき、国内再保険会社と授受	再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されている	
	される再保険料・再保険金の未収入金であり、再保険会社に対	かを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	する債権である。	(その他の留意事項)	
	再保険貸については、以下の事項に留意して分類するものと	イ. 再保険契約内容に関する訴訟を原因として発生していない	
	する。	かを検証する。	
	イ. 原則として、再保険先の財務状況等に基づく回収の危険性	ロ. 長期に亘って計上されている場合は、契約書上の不備が原	
	又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。	因となっていないかを検証する。また、合理的な理由のない	
	ロ. 再保険契約の内容等について訴訟となっている場合等は回	まま長期に亘って計上されていないかを検証する。	
	収見込の実態を把握した上で分類する。	ハ. 同一の再保険貸先について、再保険借が計上されている場	
	ハ. 再保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基	合に再保険借勘定の金額を控除している場合は相殺可能かど	
	づき分類する。	うかを検証する。	
		なお、相殺処理が可能な場合であっても、相殺後の残存債	
		権の分類のみに着目するのではなく、いつの時点で発生した	
		債権が残存しているかを検証する。	
		二. 再保険取引を利用した利益の付替えとなっていないかを検	
		証する。	
		ホ. 再保険料が事後的に調整される再保険契約の場合、追加受	
		取再保険料等が確定した段階で、これに相当する金額を計上	
		しているかを検証する。	
		へ. 再保険貸の査定を行うに当たっては、保険引受リスク管理	
		態勢の確認検査用チェックリストを踏まえて検証する。	
(8) 外国再保険貸	 外国再保険貸とは、再保険契約に基づき、海外の再保険会社	 	
(0) 外国丹林族員	と授受される再保険料・再保険金等の未収入金であり、海外の	が国内体験員について、生品に指げるとおり、分類で40c0・ るかを検証する。	
	再保険会社に対する債権である。	(その他の留意事項)	
	外国再保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類	、	
	するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するも	留意して検証する。	
	のとする。	日心して	
	^ _ / 0 = / 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	るものがないかを検証する。	
	未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類す	ロ. 延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとな	
	3 .	っていないかを検証する。	
	一カ一等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(9) 共同保険貸	共同保険貸とは、複数の保険会社が同一の被保険利益について共同して危険負担責任を引き受けるに当たって、共同保険契約に基づき幹事保険会社及び非幹事保険会社との間で計上される未収債権である。 共同保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、共同保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類するものとする。	共同保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (その他の留意事項) 再保険貸の留意事項に準じて検証する。	
(10) 代理業務貸	代理業務貸とは、代理業務契約に基づき、他の保険会社の代 理業務を行うことにより発生する委託先会社に対する債権であ る。 代理業務貸については、再保険貸に準じて分類するものとす る。なお、委託会社が外国保険会社の場合は、外国再保険貸に 準じて分類するものとする。	代理業務貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。また、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類されているかを検証する。 (その他の留意事項) 再保険貸の留意事項及び外国再保険貸の留意事項に準じて検証する。さらに、どのような代理業務による対価であるかに留意して検証する。	
(11) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 ロ. 被検査保険会社の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。 ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		適切な経理処理が行われているか検証する。	

○ 償却・引当に関する検査について

I. 償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、保険会社が、公共的、社会的役割を発揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、保険会社は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、保険会社が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定 の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

(注)割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び保険会社における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。

Ⅱ. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、償却・引当体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 償却・引当基準の制定

償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

償却・引当基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。

償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当体制を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。

償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門(各資産所管部門、本部貸付承認部門及び資産査定部門)のみならず、コンプライアンス統括部門及び内部監査 部門等の意見を踏まえた上で行われているか。

また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。

2. 償却・引当体制の整備等の状況

償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、各資産所管部門、本部貸付承認部門及び 決算関連部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法又は②各資産所管部門及び本部貸付承認部門の協力の下に各資産所管部門及び決算関連部門から独立した部門が個別 貸倒引当金及び一般貸倒引当金の算定を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっ ているか。

また、実施部門及び検証部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、実施部門等に対して、必要な教育・指導が行われているか。

内部監査部門は、自己査定を踏まえた償却・引当体制の整備状況、自己査定結果を踏まえた償却・引当計上プロセスの適切性、償却・引当結果の適切性(引当率の適切性、引当額 等の総額の適切性、過年度における引当額等の適切性等の検証を含むことが望ましい)、内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況等について適切に監査を実施して いるか。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 償却・引当結果の取締役会への報告

償却・引当結果は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会に報告されているか。

また、償却・引当体制の整備の状況についても、適時適切に取締役会に報告されているか。

4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

Ⅲ、償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、保険会社の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の償却・引当の個別のルール(例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等)が合理的に説明できるものであるか見積し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。

なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証 するものとする。

Ⅳ.償却・引当結果の適切性の検証

検査官は、別表2に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、償却・引当の結果は、ソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因(償却・引当基準に よるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど)及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握に努めるものとする。

償却・引当(別表2)

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
1. 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権(貸付金及び貸付金に準ずる	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信	
	債権)を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的	用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動	
	に見積り計上する。	し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検	
	ただし、国、地方公共団体に対する債権については、回収の	証する。	
	危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の	次に、被検査保険会社の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当	
	対象とはしないこととする。	金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理	
	また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスク	的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている	
	の程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査	場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって	
	定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基	導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、	
	づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うこ	その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認	
	とが基本である。	しているか検証する。	
	プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危	特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当	
	険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。	の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わ	
	資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在	ない理由としていないかを検証する。	
	するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計		
	上する。		(注) 自己査定(別表1)1.
			の(注)の十分な資本的性
			認められる借入金(「金融
			マニュアル別冊[中小企業
			編]」7. (3)の資本的劣
			ーン(准資本型)を含む)
			「金融検査マニュアル別冊
			小企業融資編]」7. (1)
			本的劣後ローン(早期経営
			特例型)に対する貸倒引当
			算定方法については、「資
			劣後ローン等に対する貸債
			積高の算定及び銀行等金融

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
			関が保有する貸出債権を資本
			的劣後ローン等に転換した場
			合の会計処理に関する監査上
			の取扱い」(平成 16 年 11 月 2
			日日本公認会計士協会)を参
(1) 一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意	照。
	先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なく	先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、	
	とも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去	償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られてい	
	の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損	るかを検証する。	
	失率(予想損失率)を求め、原則として信用格付の区分、少な	具体的には、以下に掲げる項目について検証する。	
	くとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を	① 平均残存期間等の検証	
	算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。	平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失	
	一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者	額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なもので	
	区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本で	あるかを検証する。	
	ある。	具体的には、約定期間が短期間ではあるものの、実質的に	
	そのほか、被検査保険会社のポートフォリオの構成内容(債	は長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に	
	務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模	反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なも	
	別、個人・法人別、商品の特性別、債権の保全状況別など)に	のであるかを検証する。	
	応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などに	また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて	
	より、被検査保険会社の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一	区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を	
	般貸倒引当金を算定することが望ましい。	算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の	
	予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフ	今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。	
	ォリオの構成の変化(信用格付別、債務者の業種別、債務者の	② 貸倒実績率又は倒産確率の検証	
	地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人	貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額	
	の別、債権の保全状況別等の構成の変化)等を斟酌の上、過去	として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損	
	の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正	額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。	
	を行い、決定する。	倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数とし	
	特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率	て、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が	
	又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウ	反映されているかを検証する。	
	ェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産	倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反	
	確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法によ	映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	り、決定する。	に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映さ	
		せるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。な	
	(一般貸倒引当金の算定方法)	お、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場	
	予想損失額を算定する方法	合には、一般貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リス	
	予想損失額 = 債権額 × 予想損失率	クの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予	
	「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」	想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づ	
	① 貸倒実績率による方法	く予想損失額との比較が行われているかどうかについて十	
	貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額	分に検証を行う。	
	② 倒産確率(件数ベース)による方法	また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者	
	倒産確率 × (1 一回収見込率)	区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的	
	(注)「1 一回収見込率」を無担保比率、平均毀損	な根拠があるかを検証する。	
	割合とする方法がある。	なお、倒産確率による方法を採用している場合において、	
		大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法に	
		より算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定	
		した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率	
		による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として	
		計上することが望ましい。	
		③ 異常値控除の検証	
		特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒	
		実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控	
		除することに合理的な根拠があるかを検証する。	
		具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての	
		債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本	
		来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特	
		定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除して	
		いる場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻懸念先に対す	
		る債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法に	
		より貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。	
		また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数がそ	
		の他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著し	
		く相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証す	
		る。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒	
		産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特	
		定の業種又は地域毎にグルーピングを行い、グループ毎の貸	
		倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を	
		求め、グループ毎の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額	
		を算定することが望ましい。	
		④ 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証	
		予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも	
		過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定さ	
		れているかを検証する。	
		ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十	
		分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存	
		在するかを検証する。なお、この場合においては、データの	
		蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を	
		利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間	
		の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを	
		検証する。	
		⑤ 予想損失率の検証	
		予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が、経営	
		環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフ	
		ォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証	
		する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行ってい	
		る場合は、被検査保険会社の経済状況の変化等の把握状況を	
		踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検	
		証する。	
		また、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握し	
		ているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修	
		正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証す	
		る 。	
		⑥ 前期以前の予想損失額の検証	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績	
		又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証	
		する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認	
		められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、	
		前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であ	
		ったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点	
		での予想損失率の修正が適切かを検証する。	
① 正常先に対する債権に係る	正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平	正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当	
貸倒引当金	均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見	基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応	
	積ることが基本である。ただし、今後1年間の予想損失額を見	する今後の一定期間又は今後1年間の予想損失額が合理的に見	
	積っていれば妥当なものと認められる。	積られているかを検証する。	
	予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間	なお、今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平	
	の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(今後の一定期間に対応す	均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略し	
	る過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3	て差し支えない。	
	期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これ		
	に将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を		
	求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する(今		
	後1年間の予想損失額を算定する場合には、1年間の貸倒実績		
	率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき算定するこ		
	ととなる。)。		
② 要注意先に対する債権に係	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引	
る貸倒引当金	平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を	当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に	
	見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信	対応する今後の一定期間又は要注意先に対する債権を信用リス	
	用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認めら	クの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今	
	れる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥	後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているか	
	当なものと認められる。	を検証する。	(注)「要管理先に対する債権」と
	例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今	また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間に	は、要管理先である債務者に対
	後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権に	おける予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定	する全ての債権(要管理債権で
	ついて平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積ってい	が合理的なものであるかを検証する。	ない債権を含む)をいう。以下

_	v
١	೨
à	=
_	"

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	
	る場合は、妥当なものと認められる。	なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失	同じ。
	予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間	額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損	
	の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(今後の一定期間に対応す	失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の	
	る過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3	一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	
	期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これ		
	に将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を		
	求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。		
 (2) 個別貸倒引当金及び直接償	個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質	個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に	
却	破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務	基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権につ	
	者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引	いて、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損	
	当金として計上するか、又は直接償却を行う。	失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、又は直接償	
	なお、個別貸倒引当金は、毎期必要額の算定を行う。	却を行っているかを検証する。	
① 破綻懸念先に対する債権に	破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則とし	破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、	
係る貸倒引当金	て個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められ	破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額	
	る今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に	が合理的に見積られているかを検証する。	
	相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間	具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、	
	の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。	一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め皿分類	
		とされた債権額全体を対象としているかを検証する。	
	「破綻綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」		
	イ. 皿分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失	イ. Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒	
	額とする方法(合理的に見積られたキャッシュ・フローによ	引当金として計上する方法の場合	
	り回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含	(イ)今後の一定期間の検証	
	む。)	予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであ	
	上記イの方法により算定を行う場合においては、原則とし	るかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っ	
	て信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の	ている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。	
	区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発	(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証	
	生が見込まれる損失率(予想損失率)を求め、原則として個	貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額	
	別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じ	として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損	
	て予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当	額等の全ての損失額(破綻懸念先に対する債権に係る損失額	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	金として計上する。	を除く。) が反映されているかを検証する。	
	予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変	倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数とし	
	化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の	て、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されて	
	営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒	いるかを検証する。	
	実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行	(ハ) 異常値控除の検証	
	い、決定する。	特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒	
	予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期	実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控	
	間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(今後の一定期間に対	除することに合理的な根拠があるかを検証する。	
	応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確	(二) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証	
	率の3期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出	予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも	
	し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予	過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定さ	
	想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて	れているかを検証する。	
	算定する。	ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十	
	なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数	分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存	
	に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案の	在するかを検証する。なお、この場合においては、データの	
	上、償却・引当額を算定することが困難であると認められる	蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を	
	保険会社にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債	利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間	
	権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想	の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを	
	損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができ	検証する。	
	るものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用す	(ホ)予想損失率の検証	
	る一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査	予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が経済状	
	保険会社の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止	況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者	
	め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。	の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握し	
		ているかを検証する。	
		なお、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握し	
		ているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行ってい	
		ない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠が	
		あるかを検証する。	
		(へ)前期以前の予想損失額の検証	
		個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務	
		者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
		十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額	
		の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の	
		予想損失額の算定に当たり、 前期以前の時点での将来の予	
		測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を	
		検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切	
		かを検証する。	(注)「キャッシュ・フローによる
		(ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証	回収額」とは、個別債務者毎に、
		個別債務者毎にⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回	当期利益に減価償却費など非資
		収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見	金項目を調整した金額により原
		積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、Ⅲ	則として今後3年間、経営改善
		分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額と	計画等が策定されている場合は
		しているかを検証する。	今後5年間で回収が確実と見込
		なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下	まれる部分をいう。
		の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担保等	
		による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に	
		予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グ	
		ループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。	
		この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つの	
		グループとして予想損失額を算定して差し支えないものと	
		する。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲	
		が合理的な範囲となっているかを検証する。	
	ロ. 売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定され	ロ. 皿分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額とし	
	た当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収	て貸倒引当金として計上する方法の場合	
	見込額を控除した残額を予想損失額とする方法	売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可	
		能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残	
		額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額	
		の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、	
		■分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額	
		としているかを検証する。	
② 実質破綻先及び破綻先に対	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
する債権に係る個別貸倒引当	毎にⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額とし	準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額と	
金及び直接償却	て、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、	して、貸倒引当金として計上するか、又は直接償却しているか	
	直接償却する。	を検証する。	
		なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額と	
		しているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、	
		Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを	
		検証する。	
③ 特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想	
	状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当	損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検	
	該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対	証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における	
	する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確	特定国の債権の売却可能額、信用格付業者による当該国の格付	
	である必要がある。	等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。	
	また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外	特定海外債権引当勘定は、預金担保や対象国以外に居住する	
	貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じ	者による保証及び保険で保全されている等により回収が可能と	
	た額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海	見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランス	
	外債権引当勘定に計上する。	ファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の	
		財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込	
		まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを	
		検証する。	
		具体的には、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権	
		のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一	
		般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を	
		債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検	
		証する。	
		また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のう	
		ち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債	
		務者毎の財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債	
		権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等に	
		よる予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又	
		は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
4 貸倒引当金の総額の適切性		貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リスクの程度に応	
の検証		じた十分な水準となっているかを検証する。	
2. 貸倒引当金以外の引当金	 	貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将	
	 来の偶発損失等を合理的に見積り計上する。なお、以下に掲げ	来の偶発損失等について、合理的に見積られた額を引当金とし	
	る引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とす	て計上しているかを検証する。	
	ることを妨げない。	なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失等が存在するにも	
		かかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合に	
		は、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるか	
		を検証する。	
(1) 特定債務者支援引当金	経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放	債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を	
	棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則と	行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴	
	して、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、	う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。	
	当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計	なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、	
	上する。	当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上してい	
	具体的には、被検査保険会社の連結対象子会社(いわゆる関	る場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠	
	連ノンバンクやグループ内保証会社を含む。)の支援に伴う損失	があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。	
	見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果		
	を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込		
	額(純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中の		
	キャッシュ・フローによる回収見込額の合計額)を控除(IV分		
	類から先に充当する〕した後に残存するⅢ及びⅣ分類について、		
	被検査保険会社の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに		
	準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行		
	い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定		
	債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともⅣ分類と		
	された部分は全額、皿分類とされた部分は被検査保険会社の償		
	却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法に		
	より予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額と		

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	
	して特定債務者支援引当金に計上する。		
	なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法に		
	よる支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金		
	として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支		
	援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分		
	が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、		
	かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定す		
	る必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸		
	倒引当金として計上できる。		
(の) えのはの伊参与サコック	L은기(1)이되는 왔다고 그산사 샤흐 다 따ㅠ 자꾸 왔는 다 쓰 수 누 수 구	ᄧᇴᄼᅲᄱᆉᄀᄰᄼᄝᄁᅈᄼᇫᅋᄵᄱᄀᅝᇍᄓᅟᄀᇬᄱᇰᄱᅅᄱ	
(2) その他の偶発損失引当金 	上記(1)以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する	将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損	
	場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を	失引当金として計上しているかを検証する。	
	損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図ってい	特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っている。	
	付に、順権派動化等の方法によりイブハランス化を図ってい るもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用	るものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額を偶発損失 引当金に計上しているかを検証する。	
	リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合で、	71日並に訂工しているがを検証する。	
	□分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びⅣ分類		
	おりがい おりがい おりがい おりがい おりがい かりがい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい		
	上する。		
	<u></u>		
3. 有価証券の評価	有価証券の評価については、以下のイ~ハの区分に応じ評価	有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額	
	する。	を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。	
	イ、債券の評価		
	(イ) 時価が把握されている満期保有目的の債券、責任準備金		
	対応債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類と		
	された部分を損失見込額として直接償却する。		
	(ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有		
	目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債		
	券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想		
	損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に		

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
	相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類と		
	された部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は		
	直接償却する。		
	W D =		
	口、株式の評価		
	Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失		
	見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見		
	込額として直接償却する。 		
	 ハ. 外国証券及びその他の有価証券の評価		
	上記イ、口の区分に準じて評価する。		
 4. デリバティブ取引の評価	 時価評価が行われていないデリバティブ取引の評価につい	デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、評価され	
	 て、債権に準じて評価を行うものとする。	ているかを検証する。	
5. その他の資産の評価		その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見	
		込額を引当金に計上するか、又は直接償却されているかを検証	
		する。	
(1) 仮払金の評価	貸付金に準ずる仮払金以外の仮払金については、Ⅳ分類とさ		
	れた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償		
	却する。		
 (2)動産・不動産の評価	 動産・不動産については、IV分類とされた部分を直接償却す	動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の	
\Z/ 为//土	到底 が 到底に ジャでは、17 万坂 こで 10 元 即 万	減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等	
		を踏まえ、適切に行われているか検証する。	
		CAROLIC COMPLETE COMPLETE DO	
(3) ゴルフ会員権の評価	 ゴルフ会員権については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額		
	として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(4) 未収保険料、代理店貸、外	未収保険料、代理店貸、外国代理店貸、再保険貸、外国再保		

国代理店貸、再保険貸、外国	険貸、共同保険貸、代理業務貸については、Ⅲ分類とされた部		
再保険貸、共同保険貸、代理	分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に		
業務貸の評価	計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上		
	するか、又は直接償却する。		
(5) その他の資産の評価	イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行	買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法に	
	っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破	より分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方	
	綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引	法により予想損失額を算定しているかを検証する。	
	当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされ	なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合	
	た部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引	又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない	
	当金に計上し、Ⅳ分類とされた買入金銭債権は、Ⅳ分類とさ	場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、	
	れた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接	合理的な根拠があるかを検証する。	
	償却する。		
	ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分		
	類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、		
	実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権		
	は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ		
	分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込		
	額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた受益権は、Ⅳ分類		
	とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は		
	直接償却する。		
	上記以外のその他の資産については、Ⅲ分類とされた部分の	上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損	
	うち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として	失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。	
	引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分は損失見込額として引当		

償却・引当結果の正確性の検証

備考

償却・引当基準の適切性の検証

金に計上するか、又は直接償却する。

項目